

倉吉市震災に強いまちづくり促進事業 補助金手続きの流れ

手 続 き ※太枠内の書類をご提出ください。		提出書類	備考
①	交付申請	申請者が提出	<p>・補助金等交付申請書</p> <p>・事業計画書(様式第1号)</p> <p>・事業収支予算書(様式第2号)</p> <p>・その他添付書類</p> <p>＜耐震診断の場合＞</p> <p>(1)建築年月日が確認できるもの(注1)</p> <p>(2)位置図</p> <p>(3)見積書の写し</p> <p>(4)申請建物の図面(残っている場合)</p> <p>(5)所有者であることが確認できる書類(注1)</p> <p>＜改修設計の場合＞</p> <p>(1)建築年月日が確認できるもの(注1)</p> <p>(2)位置図</p> <p>(3)耐震診断結果の報告書 (耐震診断と併せて行う場合を除く)</p> <p>(4)見積書の写し(耐震診断と併せて行う場合は、耐震診断と改修設計を分けたもの)</p> <p>(5)所有者であることが確認できる書類(注1)</p> <p>＜耐震改修・建替え・居室単位耐震改修の場合＞</p> <p>(1)建築年月日が確認できるもの(注1)</p> <p>(2)位置図</p> <p>(3)耐震診断結果の報告書</p> <p>(4)計画書 (建替えの場合は、省エネ基準に適合することがわかるもの、壁量計算書及び構造計算書を含む。居室単位耐震改修の場合は、部分評点計算書を含む。)</p> <p>(5)見積書の写し(耐震化に係る部分の費用を分けたもの。建替えの場合は、新築及び除却の見積書)</p> <p>(6)所有者であることが確認できる書類(注1)</p> <p>＜除却(解体)の場合＞</p> <p>(1)建築年月日が確認できるもの(注1)</p> <p>(2)位置図</p> <p>(3)耐震診断結果の報告書又は耐震診断調査票(様式第6号) ※調査票に現況写真(全景と危険箇所)を添付</p> <p>(4)見積書の写し</p> <p>(5)所有者であることが確認できる書類(注1)</p> <p>注1)登記事項証明書等の写しまたは固定資産税の納税通知書</p> <p>＜耐震シェルター・耐震ベッド設置の場合＞</p> <p>(1)建築年月日が確認できるもの(注1)</p> <p>(2)位置図</p> <p>(3)耐震診断結果の報告書 (高齢者等の住宅の場合を除く)</p> <p>(4)計画書</p> <p>(5)見積書の写し</p> <p>(6)所有者であることが確認できる書類(注1)</p> <p>(7)現に高齢者等が居住していることがわかる書類(高齢者等が対象の場合) (例)住民票、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写しなど</p> <p>＜屋根瓦耐風改修の場合＞</p> <p>(1)建築年月日が確認できるもの(注1)</p> <p>(2)位置図</p> <p>(3)計画書(改修部分の範囲と面積が確認できるもの。改修内容が確認できるもの)</p> <p>(4)見積書の写し(屋根瓦改修に係る費用)</p> <p>(5)所有者であることが確認できる書類(注1)</p> <p>(6)点検表(別表第4)</p> <p>(7)現況写真(全景と不適合箇所がわかるもの)</p> <p>＜ブロック塀の除却(撤去)・除却した範囲に行うフェンス等改修の場合＞</p> <p>(1)位置図</p> <p>(2)点検表(別表第2または3)</p> <p>(3)写真(全景と不適合箇所がわかるもの)</p> <p>(4)見積書の写し(補助金対象に係る部分の費用を分けたもの。除却と改修を分けたもの)</p> <p>(5)ブロック塀(敷地)の所有者であることが確認できる書類(注1)</p> <p>(6)改修の計画書(改修の場合) 建築基準法第19条(敷地の安全)・第20条(構造耐力)、政令第61条(組積造)・第62条の8(塀)の規定に適合することがわかる図面</p> <p>(7)新設するフェンス等のカタログ等</p> <p>(8)避難路沿道ブロック塀の場合は、建築年のわかるもの</p>
	交付決定	倉吉市から発行	・補助金交付決定通知書
③	事業着手	申請者が提出	<p>⚠️ 交付決定→契約→事業着手の順。</p> <p>・契約書又は請書の写しをご提出ください。</p>
次に該当する場合は変更承認申請を提出してください。 ①補助対象経費の増額。 ②補助対象経費の3割に相当する金額(その金額が300万以下であるときは300万)を超える減額			
④	変更承認申請	申請者が提出	<p>・補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書</p> <p>・変更後の事業計画書(様式第1号)</p> <p>・変更後の事業収支予算書(様式第2号)</p> <p>・添付書類 変更の見積書の写し 変更後設計図書等</p>
⑤	変更承認	倉吉市から発行	・補助事業等変更承認通知書

⚠️【申請者が事業所の場合】
補助対象経費に仕入控除税額が含まれている場合はその金額を除いてください。

※仕入控除税額とは…
経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、地方税法の規定により地方消費税額を乗じて得た額との合計額

⚠️ 交付決定が出てから事業に着手(契約・工事)してください。

⚠️ 耐震改修・建替え・居室単位耐震改修の場合は、途中、構造の検査に伺います。

裏面の ※ご注意※ もご確認ください。

裏面へつづく

手 続 き ※太枠内の書類をご提出ください。		提出書類	備考
⑥	事業完了 申請者が提出 ▲年度内(1月末まで)に 事業が完了するよう お願いします。	・補助事業等実績報告書 ・事業報告書(様式第1号) ・事業収支決算書(様式第2号) ・その他添付書類 <耐震診断の場合> (1)耐震診断結果の報告書 (2)請求書又は領収書の写し (3)契約書又は請書の写し(注2) <改修設計の場合> (1)改修設計図書の写し (建替えの場合は、壁量計算書及び構造計算書を含む) (2)耐震改修した場合の耐震診断結果 (3)請求書又は領収書の写し (4)契約書又は請書の写し(注2) <耐震改修・建替え・居室単位耐震改修の場合> (1)工事内容が確認できる写真 (2)請求書又は領収書の写し(建替えの場合は、除却分を含む) (3)契約書又は請書の写し(注2(建替えの場合は、除却分を含む)) <除却(解体)の場合> (1)工事内容が確認できる写真 (2)請求書又は領収書の写し (3)契約書又は請書の写し(注2)	完了から30日以内 <耐震シェルター・耐震ベッド設置の場合> (1)工事内容が確認できる写真 (2)請求書又は領収書の写し (3)契約書又は請書の写し(注2) <屋根瓦耐風改修の場合> (1)工事内容が確認できる写真 (2)請求書又は領収書の写し (3)契約書又は請書の写し(注2) <ブロック塀の除却(撤去)・除却した範囲に行うフェンス等改修の場合> (1)除却・フェンス改修の工事(前・後)の写真 (2)請求書又は領収書の写し (3)契約書又は請書の写し(注2)
		注2)事業着手時に提出していない場合または変更があった場合	
⑦	完了検査	倉吉市から発行	・検査結果について(通知) ・概算払いについて(通知)
⑧	請求	申請者が提出	・補助金等支払請求書 ・補助金等受入額調書 ※通帳のコピー等口座番号及び口座名義人カナの確認できるものを添付。
⑨	領収書提出	申請者が提出	・領収書の写し(⑥事業完了時に領収書の写しを提出していない場合)
⑩	補助金額の確定	倉吉市から発行	・額の確定について(通知) 受取りのみ(手続不要)

※ ご 注 意 ※

ご対応いただけない場合は補助金を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

① 市からの交付決定が出てから、契約の締結や工事を開始してください。

交付決定前に着手した場合、補助の対象外となりますのでご注意ください。

▲ 交付決定日→業者との契約日→事業着手の順となります(同日でも可)。

▲ 業者との契約日は、交付決定日以降となっているかご確認ください(契約日を着手年月日としてください)。

② 原則として、本事業と補助対象が重複する他の補助制度との併用はできません。

③ 申請年度内での事業完了をお願いします。

補助事業は年度ごとに行いますので、申請年度内(1月末まで)に診断・設計業務や工事が完了するよう計画してください。

④ 補助事業により取得し、効用の増加した財産^{*}については、事業の完了後10年間適正に管理してください。

^{*}建物の耐震改修・建替え・耐震シェルター・屋根瓦改修・ブロック塀除却に伴うフェンス等改修等

^{*}10年経過しない間に財産を処分した(除却、譲渡、貸し付け、担保に供する等を含む)場合は、補助金の返還が生じる場合があります(倉吉市補助金等交付規則第21条～第23条)。

問合せ先:倉吉市 建築住宅課 建築指導係(本庁舎3F)

TEL:0858-22-8175 FAX:0858-22-8140

MAIL:kenchiku_shido@city.kurayoshi.lg.jp